とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

（審査請求と訴訟との関係）

第二十二条　裁定の取消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（政令への委任）

第二十三条　この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に行われた国外犯罪行為による死亡又は障害について適用する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）	第十条、第十一条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務

（警察法の一部改正）

第四条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中「及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）」を「、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）」に改める。

第二十一条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

第三十七条第一項に次の一号を加える。

十三　第二十一条第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

（警察法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員（以下この条において「旧専門委員」という。）である者は、この法律の施行の日に、前条の規定による改正後の警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる専門委員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧専門委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表（第二条関係）

一　両眼が失明したもの

二　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの

三　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

五　両上肢を肘関節以上で失ったもの

六　両上肢の用を全廃したもの

七　両下肢を膝関節以上で失ったもの

八　両下肢の用を全廃したもの

九　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

真珠の振興に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎

法律第七十四号

真珠の振興に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、我が国の真珠産業が、世界に先駆けて真珠の養殖技術を確立する等歴史的に世界の真珠の生産等において特別な地位を占めてきているとともに、その国際競争力の強化が重要な課題となっていること及び真珠が国民になじみの深い宝石であり、真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、農林水産大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定について定めるとともに、真珠の生産者の経営の安定、真珠の加工及び流通の高度化、真珠の輸出の促進等の措置を講じ、もって真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条　農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠（その加工品を含む。以下同じ。）の生産、加工、流通又は販売の事業（以下「真珠産業」という。）及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針（以下この条及び次条第一項において単に「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

二　真珠の需要の長期見通しに即した生産量その他の真珠産業の振興の目標に関する事項

三　真珠産業の振興のための施策に関する事項

四　真珠に係る宝飾文化の振興のための施策に関する事項

五　真珠の需要の増進のための施策に関する事項